

外国人住民基本法の制定を求める 全国キリスト教連絡協議会

事務局メール便

2024年12月号 (11月28日発信)

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室 RAIK内
電話 (03) 3203-7575 E-mail: raik@kccj.jp
郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協
ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

●目次●

- ・マイノリティ宣教センター「つきいち広場 12月」案内
- ・「難民いのち基金」オンライン入門講座 案内
- ・第6期 からふるカフェ 案内
- ・国際移住者デー2024 聞きたい、言いたい！移住者の権利 集会案内
- ・外キ協第39回全国協議会公開講座 案内
- ・外キ協第39回全国集会 案内
- ・外国人住民基本法」の制定を求める全国リレー集会 報告
- ・《資料》佐渡鉱山朝鮮人労働者展示の改善を求める要請書
- ・《資料》日韓プラットフォームの石破首相あて公開要望書
- ・《資料》国連・女性差別撤廃委員会の移民女性に関する勧告
- ・《新刊紹介》『難民・移民なかまのいのちの緊急基金（23年8月～24年7月）報告書』

●マイノリティ宣教センター つきいち広場 12月<オンライン>

各教会・各地の取り組みの最新情報を分かち合います

日時: 12月2日(第一月曜日)19:00~20:00

お話: 大嶋果織さん(NCC 総幹事) / 渡邊さゆりさん(マイノリティ宣教センター 共同主事)

「国連女性差別撤廃委員会の日本審査と勧告~NCC 女性委員会シャドー レポート」

*当日の ZOOM ミーティング ID: 830 7409 8368 パスコード: hiroba

●難民・移民なかまのいのち協働基金 入門講座 第1回<オンライン>

10月に発足した3年プロジェクト「難民・移民なかまのいのち協働基金」のオンライン入門講座では、全3回を通して、難民・移民の人たちを支える団体の実務者をお招きし、支援の現場や支援に必要なノウハウなどをお話しいただきます。共に生きるための身近な支援や活動のヒントになるような講座です。ぜひご参加ください。

主催: 外キ協 難民いのち基金運営チーム

日時: 12月9日(月)19:00~20:30

ゲストスピーカー: 大澤 優真さん(つくろいファンド東京/北関東医療相談会)

杉戸ひろ子さん(そうみー移住女性自立の会 SEWMI)

*申し込みは <https://forms.gle/aW3MMJ6ihYECmwESA>



●第6期 からふるカフェ 第3回 <対面>

主催: 外キ協/NCC 在日外国人の人権委員会/マイノリティ宣教センター

対面会場：マイノリティ宣教センター（東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室）

日時:12月12日(木)18:30~20:00

スピーカー：uhi（優希）さん

1994 年、東京生まれ。小学校を朝鮮学校、中高時代を韓国学校で過ごした在日朝鮮人 3 世で、クィアのアクティビスト/アーティスト。女性ではなくノンバイナリー。入管運動や関東大震災朝鮮人虐殺の記憶継承に取り組む。

申込はこちら <https://forms.gle/cuZKht7hyv5SobJm9>



●国際移住者デー2024 聞きたい、言いたい！移住者の権利 <オンライン>

日時:12月14日(土)14:00~16:00

主催：移住者と連帯する全国ネットワーク

言語：日本語・英語・中国語、他

対象：外国ルーツの方（当事者・支援者）

【プログラム】1. 聞きたい！移住者の権利

- ・三苫文靖さん「移住労働者の権利」
- ・富本潤子さん「外国につながる子どもと家族のサポート」

2. 言いたい！移住者の権利

- ・グループディスカッション（経験の共有など）

3. シェアリング

申し込みはこちら <https://x.gd/GJLke>



外キ協 第39回全国協議会 公開講座 <対面とオンライン>

日時●2025年1月23日(木)19:00~20:30

会場●KCC（大阪市生野区中川西 2-6-10）

講師●李相勲さん（名古屋学院大学）「在日大韓基督教会の宣教論と外キ協運動」

外キ協 第39回全国集会 <対面とオンライン>

日時●2025年1月24日(金)18:30~20:45

会場●在日大韓基督教会 大阪教会（大阪市生野区中川西 2-5-11）

<第一部>メッセージ：前田万葉さん

<第二部>パネルディスカッション：関西代表者会議「多民族・多文化共生の社会と教会をめざして」

《コーディネーター》 中家 盾さん

《パネラー》 尾島信之さん/鄭守煥さん/松浦 謙さん/下川俊也さん

*公開講座・全国集会のオンライン参加申し込み <https://forms.gle/H9LxkeQCLzWA13169>

.....

◆外国人住民基本法の制定を求める全国リレー集会◆報告

○11月17日(日)15:00~17:00 <対面とオンライン>

◇会場：広島カトリック会館多目的ホール ◇主催：広島外キ連

◇講師：木村雄二さん（RINK-すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク）

今年の全国リレー集会は、「相談活動の現場から 見える在留外国人の現状とこれから~NGO 相談活

動の現場から～」と題して、関西で40年近く多言語による在留外国人の相談活動をされている木村雄二さんをお迎えしてお話を伺った。会場での参加者は22名、オンラインでの参加者は16名。

日本基督教団広島南部教会の後藤牧師の開会の挨拶と祈祷で始まった集会では、木村さんの準備された「外国籍住民に関するO×クイズ」から始まり、外国人の生活環境が日本人に比べ、想像以上に不安定であることに気づかされた。詳細な資料を準備していただき、在住外国人の基礎知識から始まり、外国人在留管理制度の変遷、入管法の改定についての解説の後、実際の相談事例である在住外国人（外国籍住民）の問題の背景についてお話しいただいた。多くの人が4つの問題を抱えているという。①法律や制度の問題、②こころ（差別）の問題、③ことばの問題、④社会的な問題。入管法の改正についても、実際、外国人が知らないケースも多いのが現実。外国人技能実習生への人権侵害問題、外国籍児童生徒の教育問題など多くの相談事例を聞いていると、これは、日本社会に問題があることに気づく。世界人

権宣言には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳われており、どのような出自を持つものであろうと対等で自由な関係で結ばれた多民族・多文化共生社会の実現を日本社会もめざすべきと話された。

続いて、佐藤信行さん（外キ協）から、福島での多国籍の子どもたちの日本語教室の話、子どもたちのルーツを大事にするための継承語教育の重要性、今回の入管法改定について、難民・移民なかまのいのち協働基金の報告等、外キ協の活動についての報告をいただいた。

最後に、在日大韓基督教会広島教会の中江洋一牧師の開会の挨拶では、外国籍の者にとって、「国へ帰れ！」の一言が、日常の生活をどれほど脅かすものか、日本籍を持つものが本当に理解しないといけない、分かり合うという、ちいさな働きから取り組むことが重要である、と会を締めくくられた。

●和田里真弓

（広島外キ連／カトリック広島教区正義と平和推進デスク）

＜資料＞

佐渡市立相川郷土博物館での佐渡鉱山朝鮮人労働者展示の改善を求める要請書

2024年11月5日 強制動員真相究明ネットワーク

日本国首相 石破 茂様／佐渡市長 渡辺竜五様

佐渡鉱山の世界文化遺産登録にともなう日韓政府の交渉により、日本政府は佐渡現地で朝鮮人に関する新たな展示を設置し、朝鮮人を含む追悼行事をおこなうとした。それにより2024年7月末、佐渡市立相川郷土博物館の一室に「朝鮮半島出身者を含む鉱山労働者の生活」が展示された。

展示の主なパネルは「朝鮮半島出身者を含む労働者の出身地」、「相川の鉱山労働者の暮らし」、「朝鮮半島出身者を含む労働者の戦時中の過酷な労働環境」であり、佐渡鉱山の朝鮮人関係資料と「相川地区の朝鮮半島出身労働者関係施設跡地への行き方案内」、「朝鮮半島出身労働者関連施設の地図」等も展示された。

そこには動員された朝鮮人の多くが坑内労働に配置され、食事も悪く、逃亡や死者も出るなど過酷な労働であったことが記されている。しかしそれを強制労働とは認めてはいない。以下、この展示の問題点を記し、展示の改善を要請する。この問題の根源は、日本政府が戦時の朝鮮人の労務動員での強制性、動員現場での強制労働を認めようとしないうところにある。

- ①朝鮮人を「朝鮮半島出身者」と表示するが、戦時の「半島人」の用語のように民族性を否定する差別的なものである。「朝鮮人」と表記すべきである。
- ②強制労働は「処罰の脅威の下で強制され、任意ではない全ての労務」として定義される（ILO29号条約）。戦時の日本政府の労務動員計画による朝鮮人の動員も強制労働であった。2018年に韓国大法院は「強制動員慰

謝料請求権」を確定したが、それをふまえ、日本政府は戦時の朝鮮人の労務動員での強制性を認め、佐渡鉱山での強制労働について明記すべきである。

- ③佐渡鉱山の朝鮮人に関する資料は展示されているだけであり、解説がない。展示された「半島人労務者二関スル調査報告」での佐渡鉱業所の報告には、朝鮮人を「性来鈍重」とし、「半島人特有の狡猾性 付和雷同性」があるとし、「手綱」をゆるめざる管理が必要」とするなど、民族差別の表現がある。しかしその問題点の指摘はなく、差別表現が放置されている。ヘイトクライムを防止する観点からもこのような表現については批判的な解説を加えるべきである。
- ④展示には動員された朝鮮人の口述や映像の展示がない。1990年代には佐渡の市民による調査活動があり、映像や口述が収集されている。そのような資料も展示すべきである。当ネットワークが関与して作成した『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働資料集』の資料も提供できる。韓国内には佐渡鉱山への強制動員の被害認定の関係資料が存在する。それらの資料も韓国政府から提供を受けて展示すべきである。
- ⑤動員朝鮮人をはじめ佐渡鉱山労働者の名簿資料を収集し、展示すべきである。特にゴールデン佐渡が所蔵し、新潟県立公文書館がマイクロフィルムで撮影した「半島労務者名簿」を公開させ、展示すべきである。また朝鮮人など死者の状況についても調査し、展示すべきである。それが佐渡での追悼式の内容を充実させるものになる。
- ⑥佐渡鉱山の朝鮮人労働に関する展示については、相川郷土博物館の一室だけでなく、観光案内施設である「きりうむ佐渡」や「佐渡金山」の近代コースなどにも設置すべきである。
- ⑦展示は、内閣官房副長官補(外政)の下に置かれた「世界遺産登録等に向けたタスクフォース」が外務省、文化庁などと調整して作成したものである。この展示は政府主導でなされ、改善については佐渡市の相川郷土博物館が関与しえないものとなっている。そのような展示のありようは自治体の博物館展示への政府の介入であり、中止すべきである。なお、このタスクフォースの目的に「客観的事実に基づく正しい歴史認識が形成され」、「いわれなき中傷には毅然として対応する」とある。そこには強制労働の指摘を不正や中傷とみなす歴史否定の影響がある。日本政府はこのような強制労働の歴史否定という誤りを克服すべきである。

なお11月24日に相川で朝鮮人を含む佐渡鉱山労働者の追悼行事が計画されている。それに際し、朝鮮人強制労働の事実を認め、「半島人労務者名簿」などを公開すべきである。また追悼行事は犠牲者の氏名を明らかにしてなされるべきである。そして、これまで佐渡で追悼活動を行ってきた市民団体の意見を聞いて実施されるべきである。

.....

◀資料▶

内閣総理大臣 石破茂様 公開要望書

2024年11月16日 日韓和解と平和プラットフォーム合同運営委員会

去る11月11日、第215回特別国会にて首相に選出されました石破茂首相に、日韓和解と平和プラットフォーム（以下、日韓プラットフォーム）は、以下の通り謹んで要望いたします。

日韓プラットフォームは2020年、日本と韓国との真の和解と平和を求め実現することを願う両国の市民と宗教者によって結成された組織です。私たちは東京・代々木にて、去る11月14日から本日まで、合同運営委員会を開催し、これまでの日韓、また朝鮮半島を取り巻く世界と東アジアの情勢について議論し、そして来年2025年の日本敗戦80年・朝鮮半島の「光復」（植民地支配からの解放）80年と日韓基本条約締結60年をいかに迎えるべきかについて協議しました。

その中で私たちは、ウクライナ戦争をはじめ戦争の泥沼化と拡大の危機にある世界と、東アジアの平和の危機について意見を交わし認識を共有し、この状況において日韓両国はいかにして平和構築の道を進むべきか議論を深めました。

私たちのたどり着いた共通認識とは、敵意に根差した冷戦的思考によっていたずらに安全保障強化の名の下に

軍事力拡大の防衛政策に突き進むことは、憲法 9 条の精神に根差した平和外交の道を放棄することであり、「抑止論の罨」という矛盾によって戦争誘発の危険をはらんでいる、ということです。それは、世界を疑心暗鬼と敵意によっていっそう対立構造の中に追い込むことになると、私たちは考えます。

そのような破局に至る道とは、日本と朝鮮半島との真の和解と平和の道がこれまで封印されてきたこととも無関係ではないと、私たちは理解します。

そのような認識と理解に立ち、私たちは石破政権に以下のように強く要望します。

- 1 1965 年に締結された日韓基本条約第 2 条、第 3 条の解釈をめぐり、締結後も両政府間で埋めがたい解釈の溝をこれまで抱えてきましたが、日本政府は、1910 年の韓国併合には日本の軍事的暴力による朝鮮の植民地化の背景があった歴史事実を誠実に認め、その歴史認識の原点に立ち帰るべきです。
- 2 その歴史認識に立ち帰ることにより、日韓基本条約とそれに伴う請求権協定の内実を抜本的に洗い直し、それによって旧日本軍「慰安婦」問題の真実の謝罪の在り方、そして「徴用工」強制労務動員問題に対する韓国大法院判決（2018 年）の尊重と責任の履行を果たすべきです。
- 3 日韓基本条約第 3 条についての日本側の解釈に係るものとして、日本政府は、2002 年 9 月の日朝平壤宣言で約束したことの遵守と、日本人拉致被害者問題解決に係るストックホルム合意（2014 年 5 月）の履行を誠実に果たさなければなりません。
- 4 日本の朝鮮支配の結果のひとつとして戦後日本社会に誕生することになった朝鮮学校に対する差別的行政（無償化からの除外）を改め、直ちに日本の植民地支配責任の清算の課題として朝鮮高校／幼稚園への無償化を実施すべきです。
- 5 昨年 100 年を迎えた関東大震災における朝鮮人虐殺の事実からこれ以上目をそむけず、虐殺を招いた国家責任を正々堂々と認め、謝罪の国会決議をすべきです。そのような国家の公正で誠実な行動は、世界から称えられるばかりでなく、東京都知事による虐殺犠牲者への追悼文拒否の頑なな姿勢も改めさせ、さらに群馬の森朝鮮人追悼碑の再建立にも道を開くことにつながると私たちは信じます。
- 6 日本政府は、憲法 9 条の精神を尊重し、日韓の被爆者たちの非核平和の叫びに耳を傾け、日韓両政府の核兵器禁止条約への参加をはじめ、朝鮮半島の非核兵器地帯創設の構想を掲げるべきです。
- 7 日本政府は、緊張の高まる今こそ、南北朝鮮の間で平和に向けた協議が再開できるように南北両政府に向けて平和協議への働きかけに積極的に取り組むべきです。

ウクライナ戦争とイスラエル・パレスチナ戦争の終結の見通しは未だ見えない状況ですが、しかし世界は大局的な歴史の流れにおいて、一極覇権主義的な世界構造から、多極的共存の世界へと移行しようとする産みの苦しみの中にあります。私たちは今その兆しをこの暗澹とした現実の中でも感じています。

敵意に根差した冷戦的思考は、さらに時代錯誤の矛盾を露呈させるばかりでなく、これまで果たせなかった植民地支配の過去清算の課題を隠蔽させる口実ともなってきました。このような虚構の政治はすでに破綻し、そこには未来への展望は見出せません。

私たち日韓和解と平和プラットフォームは、公正かつ誠実に過去の歴史に向き合い、そこで犠牲になった人々の立場から過去の清算を果たすことによって、敵意に囚われ、ひたすら軍事力に依存する政治への隷属から解放され、真の和解と平和に向かう平和外交と市民連帯の道が開かれていくことに希望を抱き続けます。

地球規模の破滅の危機が迫る今、日本政府がまず最も足元に置かれた課題として私たちの要望に向き合い取り組み、解決に向けて踏み出していくように、私たちは石破茂首相に心より要望します。

.....

◀資料▶

コリアン女性・移住女性に関する女性差別撤廃委員会の総括所見

●2024 年 10 月 29 日●

*国連の女性差別撤廃委員会は、女性差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府の第 9 回定期報告書に対する審査を 10 月 17 日に開催し、総括所見を発表した。(抜粋/NGO 仮訳)

(マイノリティ女性の司法アクセス)

18. 委員会は……締約国に対し、以下のことを勧告する。(a) 高齢の女性、障害のある女性、**民族的・言語的マイノリティに属する女性、移住女性**を含む女性が、秘密保持された効果的かつジェンダーに対応した苦情処理メカニズムを確立することによって、締約国全体で**司法への効果的なアクセスを確保**し、女性と子どもが自らの権利とそれを主張するために利用可能な救済手段を認識するようにすること。

(ジェンダー・ステレオタイプ)

25. 委員会は以下の点に懸念を抱いている。……(d) アイヌ、部落、在日コリアンなどの民族的マイノリティの女性や少女に対する**ジェンダー・ステレオタイプが根強く残っている**こと。

26. 委員会は締約国に勧告する。……(d) アイヌ、部落、在日コリアンなどの民族的マイノリティの女性と子どもに対するジェンダー・ステレオタイプが、締約国のすべての部門を通じて効果的に対処されることを確保するために、**国家政策を起草し、包括的かつ持続可能な措置を実施**すること。

(マイノリティ女性に対するジェンダーに基づく暴力)

27. 委員会はさらに、以下の点に懸念を抱いている。……(c) **ジェンダーに基づく暴力の被害者のための支援サービスへのアクセスは**、地方の女性や、民族的マイノリティの女性、移住女性、障害のある女性や LGBTI 女性など、**交差差別に直面している人々にとって特に困難**であり、**移住女性は、出入国管理及び難民認定法の下で保護資格を維持するために「正当な理由」を提出する必要があるため、在留資格を取り消されることを恐れて、ジェンダーに基づく暴力の事例を報告することに特に消極的であると報告**されている。

28. 委員会は……締約国に対し、以下のことを勧告する。(c) 農村部の女性、障害のある女性、移住してきた女性を含む、あらゆる多様な女性のニーズに合わせ、十分にアクセスできる支援サービスやシェルターを、農村部を含め、女性に対する**ジェンダーに基づく暴力の生存者のために提供するか、適切に資金を提供**すること。

(人身売買と売春搾取)

29. 委員会は以下のことを懸念する。(a) 現行の法的規定は、特に**労働者人身売買**において、非強制的な形態の搾取を完全に包含しておらず、「権力の乱用」や「脆弱性」による搾取への対処にはギャップが残っている。(b) 人身売買や性的搾取の生存者は、**言葉の問題を含め**、シェルターや法的サービスへのアクセスに障壁があり、長期的な社会復帰支援も限られている。

(慰安婦)

34. 委員会は、国連経済社会理事会が採択した決議 1158(XLI)が、国際法において、「**戦争犯罪と人道に対する罪には期限がないという原則**」を受け入れなければならないことを確認したという事実に、締約国の注意を喚起する。委員会は、前回の勧告を想起し、締約国に対し、「**慰安婦に関する国際人権法上の義務を効果的に履行する努力を拡大・強化し、被害者・生存者の権利が全体的に取り組まれるように**」することを勧告する。

(政治および公的生活への平等な参加)

35. 委員会は懸念をもって次のことを指摘する。……(e) 障害を持つ女性、アイヌ、部落、在日コリアンの女性など、エスニックやその他のマイノリティの女性が、彼女たちの生活に影響を与える意思決定システムにおいて十分に代表されていないこと。

36. 委員会は……締約国に対し、以下のことを勧告する。……(e) アイヌ、部落、在日コリアンの女性など、エスニックおよびその他の**マイノリティ女性の生活に影響を与える意思決定システムにおける代表を促進するため、一時的な特別措置を含む具体的措置**をとる。

(教育)

38. 委員会は締約国に勧告する。……（d）教科書の出版に関する政府のガイドラインが、「慰安婦」を含む女性の歴史的な生活体験を教科書に適切に反映させ、歴史的事実が生徒や一般市民に客観的に示されるようにするとともに、すべての教育機関における教科書の正確性と標準化を確保するために、出版社がこのガイドラインをどの程度尊重しているかを監視すること。

（雇用）

39. 委員会は懸念をもって留意する。……（e）女性、先住民女性、部落女性、障害のある女性、移住女性、レスビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの女性などが経験する職場での差別とハラスメント。

.....

《新刊紹介》

『難民・移民なかまのいのちの緊急基金（2023年8月～24年7月）報告書』

***2024年10月9日発行/A4判・20ページ *外キ協ホームページ <http://www.gaikikyo.jp> に掲載**

【内容】緊急基金がめざしたもの／活動日誌／『ここのかレター』第1号～第10号総目次／決算報告／献金を送ってくださった教会・修道会・団体・個人／緊急基金と協働してくれた支援団体／緊急基金運営チーム／難民申請者・仮放免者ら支援対象者の年齢別など内訳／支援申請書に見る難民申請者・仮放免者らの苦境／難民・移民のなかまたちの声／運営チームに参加して／第二次「難民いのち基金」スタート

